

大阪市

大阪市告示第534号（平成19年5月18日公布）

.... 平成19年6月20日施行

大阪市告示第550号一部改正（平成22年5月14日公布）.... 平成22年6月20日施行

1 中間検査を行う区域

大阪市の全区域

2 中間検査を行う期間

大阪市告示第550号にて指定が削除された。

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

別表（い）欄に掲げる新築・増築または改築にかかる部分の構造、用途及び規模

（1）延べ面積が50m²を超える建築物

（2）（1）に掲げる建築物以外の建築物で、法第43条第1項ただし書き若しくは法第53条第4項の規定

による許可を受けたもの又は法第86条第2項の規定による認定を受けたもの

(い)		(ろ)			
新築・増築又は改築にかかる部分の構造、用途及び規模		基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程	
		特定工程	特定工程 後の工程	特定工程	特定工程 後の工程
(1) 地階を除く階数が3以上で、かつ 延べ面積が500m ² を超える建築物、および 階数が3以上で延べ面積が50m ² を超える建築物で「住宅等」の用途を有するもの	(ア) 木造	基礎の配筋工事 (杭基礎を除く。以下この表において同じ。)	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	屋根工事 (枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事)	壁の外装又は内装工事 (枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事)
	(イ) 鉄骨造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階床版の取付工事	壁の外装又は内装工事
	(ウ) 鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	(エ) 鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

	(才) 混合構造 (2以上の構造 が混合したも の、以下この表 において同じ)	基礎の配筋工 事	基礎の配筋を 覆うコンクリート の打設工事	2階の構造の 区分に応じた特 定工程	2階の構造の 区分に応じた特 定工程後の工 程
	(ア) 木造			屋根工事 (枠組壁工法 の場合におい ては、壁体の組 立及び屋根工 事)	壁の外装又は 内装工事 (枠組壁工法 の場合におい ては、枠組を覆 う屋内側の壁 又は天井を覆う 工事)
	(イ) 鉄骨造			2階床版の取り 付け工事	壁の外装又は 内装工事
	(ウ) 鉄筋コンクリー ト造			2階の床及びこ れを支持する はりに配置され た鉄筋をコンク リートその他こ れに類するもの で覆う工事。 ただし、当該配 筋工事を現場 で行わない場 合においては、 2階のはり及び 床版の取り付 け工事	2階の床及びこ れを支持する はりに配置され た鉄筋をコンク リートその他こ れに類するもの で覆う工事。 ただし、当該コ ンクリートの打 設工事を現場 で行わない場 合においては、 2階のはり及び 床版の取り付 け部分を覆う工 事
	(エ) 鉄骨鉄筋コンク リート造			2階の床及びこ れを支持する はりに配置され た鉄筋をコンク リートその他こ れに類するもの で覆う工事	2階の床及びこ れを支持する はりに配置され た鉄筋をコンク リートその他こ れに類するもの で覆う工事
(2)	(1) に掲げる建築物以外の建築物 で、延べ面積が50m ² を超えるもの	(オ) 混合構造		2階の構造の 区分に応じた特 定工程	2階の構造の 区分に応じた特 定工程後の工 程

(3) (1) 又は(2)に掲げる建築物以外の建築物で法第43条第1項ただし書若しくは法第53条第4項の規定による許可を受けたもの又は法第86条第2項の規定による認定を受けたもの	(ア) 木造		屋根工事 (枠組壁工法の場合は、壁体の組立及び屋根工事)	壁の外装又は内装工事 (枠組壁工法の場合は、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事)
	(イ) 鉄骨造		2階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事
	(ウ) 鉄筋コンクリート造		2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。 ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。 ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	(エ) 鉄骨鉄筋コンクリート造		2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
	(オ) 混合構造		2階の構造の区分に応じた特定工程	2階の構造の区分に応じた特定工程後の工程

備考 :

1 (い)欄(2)及び(3)に掲げる建築物で、その構造が(イ)から(オ)に該当するものについて、平屋建ての場合は屋根工事^(※)を特定工程とする。

(※) 屋根の構造が鉄筋コンクリート造等で、当該配筋工事を現場で行う場合は、屋根及びこれを支持するはりの配筋工事完了時に検査を行います。

2 (ろ)欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合においては、いずれか早期のものを特定工程とする。

3 (い)欄(1)に掲げる建築物で、「住宅等」とは一戸建て住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎とする。

適用の除外 :

- (1) 法第7条の3第1項第1号に該当する工程には、この告示の規定は適用しない。
- (2) 法第85条の規定が適用される建築物には、この告示の規定は適用しない。